

利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会
第13回会合 議事要旨

1 日時 平成24年4月10日(火) 10:00～12:00

2 場所 総務省8階 第1特別会議室

3 出席者(敬称略)

○構成員

岡村構成員、木村構成員、清原構成員、桑子構成員、長田構成員、野原構成員、
藤原構成員、別所構成員、堀部構成員(座長)、松本構成員

(欠席:相田構成員、國領構成員)

○ワーキンググループ主査

新保主査

○オブザーバ

安心ネットづくり促進協議会事務局 久保田、金子

○総務省

松崎総務副大臣、

小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、原口電気通信事業部長、

安藤総合通信基盤局総務課長、古市事業政策課長、斎藤データ通信課長、

玉田消費者行政課長、小川消費者行政課企画官、

松井消費者行政課課長補佐、岡井消費者行政課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 松崎総務副大臣挨拶

(3) 議題

(ア) スマートフォンを經由した利用者情報の取扱いに関するWG中間取りまとめ

(イ) 諸問題研究会提言のフォローアップ及び最近の動向について

① 電気通信サービス利用者WG関係

② 青少年インターネットWG関係

③ 安心ネットづくり促進協議会関係

(ウ) その他

(4) 閉会

5 議事要旨

(1) 松崎総務副大臣挨拶

最近のスマートフォンの普及とそれに伴う新しいサービスの登場は、利用者によくの利便性をもたらしている一方で、新たに検討すべきたくさんの課題が生じている。スマートフォンをめぐる課題として、トラフィックの急増に向けた対応と安全・安心な利用環境をつくっていくことが必要だと思っている。

トラフィックの急増への対応としては、トラフィックを迂回させるオフロード手段として無線LANが有効である。この無線LANの有効活用方策を検討するための研究会を先般立ち上げたところ。利用者の安全・安心という観点からは、スマートフォン上の利用者情報の取扱いが大変重要であり、この課題については本研究会において立ち上げていただいた「スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG」において、現状の問題点や今後の課題について、1月からの短期間で活発な議論を行っていただき、中間報告取りまとめ案をまとめていただいた。本日はこの中間取りまとめ案についてご議論をいただくと聞いており、活発なご議論をよろしく願いたい。

(2) スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG中間取りまとめ

- ・資料1-1及び資料1-2に基づき、スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG中間取りまとめ(案)について、新保主査から説明が行われ、意見交換の後、中間取りまとめを公表することとされた。
- ・主なやりとりは以下のとおり。

(長田構成員)

- ・スマートフォンが急速に普及していて、様々な課題があるということ、分かり易くまとめていただいていると思う。ライフラインとして携帯電話の次の後継機種として皆が利用していて、特別なリテラシーのある人でないと安心・安全に使えない機器ではないということが前提になるのではないかと思う。
- ・利用者情報がどのように使われているのかという不安というより、むしろやってはいけないことが現実に行われているというのが現状ではないかと思う。今後の検討の中で、個人情報保護法や電気通信事業法では追い切れないのが現状であるということ、国として認めて、オールジャパンで何をどう取り組まなければいけないのかということ、をぜひ考えていただきたい。
- ・アプリケーションによりサービスを提供している事業者のリテラシーが多分全く足りていないのではないかと思う。エンドユーザーの利用者への周知とともに、やって良いこと、悪いこと、どのような同意の取り方が必要であるかという明確な基準を作ってください、場合によっては法改正も検討していただきたい。総務省だけの問題にせず、国として検討していただきたい。

(岡村構成員)

- ・スマートフォンとノートパソコンのようなモバイル端末との大きな違いは、GPS機器等が標準搭載されていることと、常時接続状態で持ち歩いていることで収集される情報量が格段に違うということ。
- ・FTCの個人データの定義とは、いわゆる個人の識別情報というだけではなく、「特定個人と結びつく(Linkable)もの」に、「特定のコンピュータ又は他の装置と結びつくデータを含む」と続き、いわゆる端末識別情報的なものを含むこと。この理由は、モバイルであり個人識別性ということ、を強調しても仕方がないんじゃないか、非現実的なんじゃないかという考え方があると理解をしている。

- ・日本で問題が騒ぎになるような場合、アプリベンダーの一部は個人識別性がないからいいのではないかと、個人情報保護法の適用がないのではないかと主張している。あるいは位置情報の場合には、特定のワン・ツー・ワンの具体的な通信にかかわるものではないから、通信の秘密の範囲ではないのではないかとというエクスキューズがよく聞かれるが、我々の考え方をこれから検討していく上で、モバイルの特殊性ということにかんがみ、F T Cの方向性をどう日本的に対応していくのかということ、この中間とりまとめを踏まえた最終報告では視野に入れなければならないのではないかと。

(野原構成員)

- ・スマートフォンの利用者情報については、情報収集モジュールをアプリケーションレイヤーの事業者がどう取り扱うかというところにポイントがあると思うが、これを改善していくには、プラットフォームレイヤーである米国事業者とアプリケーションレイヤーの事業者の間でどういうルールを決めて実際に運営していくかというところが重要になってくる。日本国内のみで対応するのは難しい問題であると思う。ルール化を図るコミュニティには事業者、業界団体のほか、総務省をはじめ政府関係者もそのようなコミュニティに近づいていく必要があるのではないかと。スマートフォンに限らず、グローバルなプラットフォーム上で重要な消費者向けのサービスが行われていくと思うので、法律、規制だけでなく、海外事業者ともある程度やりとりできるようなパスを持つとか、コミュニティに入っていき、連れて行くということが必要なのではないかと。このような観点を提言の中に入れていただけるとありがたい。
- ・消費者はどうすればよいのかという情報提供をいかに丁寧にやるかが課題だと思う。パソコン経由のインターネットの情報セキュリティの問題は、10年以上の間、どのようなリスクがあるのかということを訴えて、消費者の関心を喚起してきたと思うが、歴史的に振り返って思うと、それはあまりいい方法ではないのではないかと。このようにすべしとまく使えるといった提案ベースな、前向きな情報提供を中心にぜひやっていただきたい。最終的には個人が判断していくんですよというスタンスを示唆することによって消費者の教育にもなると思うので、そういう周知をぜひやっていただきたい。
- ・総務省広報誌のような官のメディアにとどまらず、民間と積極的に連携して、一般消費者が関心を持てるようなメディアに出していただきたいし、SNS等のソーシャルメディアとも連携をするなど工夫をしていただいて、消費者への情報提供に努めていただきたい。

(木村構成員)

- ・スマートフォンを買うときに誰も危険だと思う人はいなくて、利便性を期待すると思うが、それを裏切らないような対応をしていただきたい。スマートフォンによっていろいろな被害が出ているという報道もあるので不安に思っている利用者が多いと思う。
- ・取得された情報について、ログの管理等はどうなっているのか不安があり、どうい

う現状なのかももう少し分析してもらいたい。

- ・概要18ページの「利用者自身で注意すべき事項について整理」の部分で、利用者自身で気をつけるというのは限界があると思う。青少年や高齢者が使う機会も増えてくるので、わかりやすく周知していただいて、もし利用者だけの対策では無理であれば、業界が対応してもらえるようにぜひ検討を進めていただきたい。
- ・今までの消費者対応というのは問題が出てきて対応するということが多かったと思うが、利用者情報は1回出てしまったデータは戻らないので、被害が起こる前に対応してもらえるような取り組みを進めていただきたい。

(藤原構成員)

- ・国際的なルールメイキングの場に日本からもぜひ積極的に参加していただきたいという意見は同じ。ただし、そのときに現在の個人情報保護法又は電気通信事業法の範囲を超えて、そもそも個人が自分の情報とどういう権利関係にあるのか、その情報は誰がどういう権限を持って何ができるのかという考え方、思想がないと振り回されてしまうのではないか。概要13ページのプライバシー権利章典では、個人が自分の情報をどうコントロールするか、その権利をどう有している、どうそれを使うことができるかということがバックボーンとして、精神としてきっちり通っている。現在の日本では、こういうことはその人が誰かがわかるからよしましよねとか、こういう場合にはあらかじめ承諾を受けないとやってはなりませんということぐらいにしか解釈できない。個人の情報にどのような価値があり、誰が侵してはならないのか、誰が最終的にその責任を持つのかという考え方もしっかり国内で議論をし、それを踏まえて議論に参加していただきたい。

(岡村構成員)

- ・概要7ページの「5-6割の利用者は理解し確認している」とあるが説明文の意味が専門的で分かりづらく、同意はしたもののそれがどういう意味なのかよくわからないので、あと何が起こるかかわからないというところに結びついているのが実態ではないのか。パーミッション文を見ていても今一つ意味がよく分からない。例えば電話帳情報について同意を求められたところで、何がどう使われるのかが今一つはっきりしないような状態なので、「5-6割の利用者は理解し確認している」というのには違和感がある。何らかの留保つきのほうがよいのではないか。

(堀部座長)

- ・WGでは、これらの意見を踏まえて、最終報告に向けた検討に取り入れていただきたい。

(新保主査)

- ・現状、従来のパソコンなど違うところは常時接続でGPSで位置情報が取得されているというご指摘があったが、このスマートフォンの特異性については十分わかりやすく周知をしていくことが必要と思っている。携帯電話に替わるツールとしてこれだけ普及してきているので、従来の携帯電話と異なる特異性があるが、普通に利用がなされ特異ではないという問題があるので、この点は確認しておくべき点かと思う。

- ・ 現行の法制度と法執行体制についての指摘については、例えば個人情報保護法の解釈では対応できない問題が生じている部分は、スマートフォンの利用に係る問題にとどまらず、現行さまざまな問題が指摘されているところ。法令解釈の明確化にとどまらず、法改正も含めて検討すべきであるということは、この研究会にとどまらず、各方面から指摘がなされているところ。

従来の取り組みと今後の対応を考えるに当たって、中間取りまとめの中で我が国の方向性にまで触れるという射程は含まれていないが、今後の課題として米国ではいわゆる非個人情報（P I I と n o n - P I I と分けているが）も含めて包括的に保護をするという方向がある。E Uでは例示列举という形でG P Sも個人情報だとE Uの個人データ規則では書いてある。

このように包括的に全部ひっくるめて個人情報と同じように取り扱いをするのか、それとも例示列举にするのかという各国の方向性があるが、我が国は現状では個人識別性、要保護性という要件のみで、具体的にどの範囲の情報が個人情報かということについては法解釈にゆだねられているという現状があるので、これは今後の重要な課題だと私も認識している。

- ・ プラットフォームとアプリケーションのレイヤー相互のコミュニティの参加の問題については、国際的な協調、協力なくしてできない。プラットフォーム事業者は国際的に展開しているので、我が国の越境協力の執行体制も含めて考えるべき段階に来ている部分もあるので、中間取りまとめではそこまで言及することはできないが、問題意識として今後もその点は重要ではないかと思っている。
- ・ S N Sの連携や周知の方法については、中間取りまとめがウェブで公開されたら、フェイスブックなどですぐにシェアをしたいと思うが、その周知の範囲は非常に限られている。周知の方法についてもS N Sなどの活用も含めて具体的に、利用者が認識しないと意味がない、一方で事業者も認識しないと意味がないので、引き続きどのような周知、方法があるのかについてはご提案をいただければありがたい。

(松本構成員)

- ・ 個人情報保護法という法律は強行的な法としてあるわけだが、それを所与の前提として議論をするのか、その改正も考えて議論するのか、あるいは個人情報保護法はそれなりの意味があるのでそれは置いておいて、しかしスマートフォンの様々な利用者情報は個人情報という枠組みでは押さえられないけれども、保護すべきプライバシー的なものがたくさんあるので別なアプローチで保護するのか、というのは大変重要な問題だと思うので、じっくりと検討いただきたい。

(別所構成員)

- ・ E Uでは「忘れられる権利」があるが、これは単純にデータを消してくれと言われて消すという話ではなく、必要なものはおけるというのが前提なので、何でも消せるというふうに読まれてしまう資料の書き方は避けていただきたい。
- ・ アメリカのプライバシー権利章典では、利用者からの信頼がデジタルで情報を交換されていくための、ビジネスのための信頼につながっていくということが出発点として書かれており、情報が利用されることが前提とされているので、この出発点の

ところはビジネスと関係があるということと、ビジネスの信頼性を確保するためのルールということがわかるように記載をしていただきたい。

- ・個人を識別しない情報の取得や利用については、国が取得する場合と企業が取得する場合、同じ企業でも独占性が強いものとそうではないものとは本人が不安に思う度合いなど、その取扱いを考慮する際の要素が大分違ってくる可能性があり、サービスの有償・無償、センシティブなものか否かによっても変わってくるので、どういう角度で切り分けをしていくのかという視点でも整理されていくことを検討の中に盛り込んでいただきたい。
- ・今の一般的なユーザーは、何となく気持ち悪いかもしれないと思いつつ、やっぱり実際には使っているという実態を踏まえて、情報ごとの必要性の詳細な分析が必要。
- ・ナンバーディスプレイを開始したときには、情報を利用される側の承諾が得られなかった場合どうするかという議論もあったかと思うが、つまり結局のところ情報を利用される側の承諾を得ずに実施されたものと思うが、情報の性質とか取扱いによってそもそも本人の承諾を得る必要があるものとならないものという具合に変わってくると思うので、そこをきめ細かく考えていくことが大事。ヨーロッパやアメリカに対して日本の考え方を発信していくためにも、できるだけ詳細に分析して、日本発のこういう考え方を示していくことが重要ではないかと思う。

(堀部座長)

- ・最終報告に向けてWGで引き続き検討をお願いしたい。

(3) 諸問題研究会提言のフォローアップ及び最近の動向について

① 電気通信サービス利用者WG関係

- ・資料2-1に基づき事務局から、資料2-2に基づき桑子構成員から説明が行われ、意見交換が行われた。
- ・主なやりとりは以下のとおり。

(木村構成員)

- ・総務省の広報誌は何部ぐらい発行しているのか。

(事務局)

- ・全体で1万部余りを全国の図書館又は地方公共団体等に配布し、ホームページにも掲載している。また、電気通信サービスQ&Aを8万部印刷し、総合通信局等を通じて配布するほか、同じくホームページでも掲載している。

(清原構成員)

- ・電気通信サービス向上推進協議会は積極的に他の隣接領域との交流を推進し、連携はできていると思うが、コンテンツ事業者への要望等があれば教えていただきたい。

(桑子構成員)

- ・電気通信サービス業界としてコンテンツ業界との協働が重要と考えているが、コンテンツ関係の業界団体は明確な形で動いているわけではないし、あまりにも幅が広いので、コンテンツ業界とやりとりするところが定まらないというのが正直なところ。現状としてはEMA、MCF等を中心に進めているところ。

- ・隣接領域という観点では、セット販売では家電量販店も出てきているので、業界としても家電量販店業界等との協働がこれから出てくると考えているが、なかなか悩ましいところ。

(長田構成員)

- ・家電量販店との関係では、電気通信事業者と全国家庭電気製品公正取引協議会等の業界団体との連携になかなか難しいところがあれば、国民生活センターや消費者団体も入れた話し合いの場をつくって、問題意識を共有するという仕組みづくりも必要ではないかと思う。

② 青少年インターネットWG関係

- ・資料3-1に基づき事務局から、資料3-2に基づき桑子構成員から説明が行われ、意見交換が行われた。
- ・主なやりとりは以下のとおり。

(清原構成員)

- ・ILASについて、日本から国際的な指標づくりについて提案をし、これを具体的に進めていることは大変意義のあることだと思う。日本ではこれまでもこうした指標づくりに向けては、文部科学省も取組を進めており、自主的に自己確認できる評価をウェブ上で行っている取組もある模様。国内の先行的な事例や、研究者が取り組んでいるケースなどを統合するような取組は検討しているのか。
- ・プレテストの結果を見る限り、セキュリティリスクの点について相対的にまだ認知度が低い傾向が分かる。スマートフォンが普及する中ではセキュリティリスクやプライバシーリスクについてより一層啓発的な指標をつくるのが有効と思うが、プレテストの結果の考察で何か今後の方向性として感じているものがあれば示していただきたい。

(事務局)

- ・指標づくりのプロセスにおいては、オブザーバとして文部科学省も参加しており、情報共有しながら進めている。また、研究成果を論文化するといった中で内容の充実も図られてくると思っている。定期的に見直していく中で、指摘の点が実現できればよいと思っている。
- ・セキュリティ・プライバシーの部分がプレテストの成果から弱い点があるというのは確かにそのとおりであるという一方で、プレテストであるため、テストの問題のならし作業が目的の一つであり、再度実施した結果を見て判断をしたい。その結果によっては、例えばセキュリティ・プライバシーをもっとしっかりやるべきだということであれば、事業者等にもお願いをして、対応していくことになると思っている。

③ 安心ネットづくり促進協議会関係

- ・資料4に基づき安心ネットづくり促進協議会から説明が行われ、意見交換が行われた。

- ・主なやりとりは以下のとおり。

(岡村構成員)

- ・無線LAN経由のインターネット利用におけるフィルタリングのあり方について、新聞報道では、駅はもとより自動販売機にも無線LANをつけていく方向になっている。すると無線LAN経由のインターネット利用におけるフィルタリングのあり方が、急速に新たな次元を迎える可能性があるので、実態に即した研究活動をお願いしたい。
- ・普及啓発活動では、デジタルネイティブであるスマートフォン・携帯電話に詳しい児童よりも、実は保護者のほうが今どうなっているのかよくわからないという状況であり、保護者を含めてより一層啓発活動をお願いしたい。

(堀部座長)

- ・このたび会長に就任した。会長の立場としても引き続き支援をいただくようお願いしたい。

(4) その他

- ・次回の第14回会合は別途事務局から連絡。

以上